

NEXUS

2020
No.698

2

「NEXUS (ネクサス)」とは、ラテン語で“結びつける”という意味で、会員組合はもとより、中小企業の方々、関係機関等との結びつきを緊密にしながら、ご活用頂ける情報誌をめざします。



CONTENTS

- | | | | |
|-------------|---|-------|--|
| 01 ●Opinion | 株式会社トーノ精密
代表取締役 佐々木 弘志 氏 | 12~13 | 会員組合実施事業
岩手県金属工業協同組合
岩手県管工事業協同組合連合会
岩手県菓子工業組合
岩手県総合建設業協同組合
岩手県印刷工業組合
外国人材セミナーを開催 |
| 02~13 ●主要記事 | | 14~15 | ●岩手県内中小企業概況(12月) |
| 02~04 | 2020年新春中央会組合トップセミナー開催 | 16 | ●中央会Information
新型コロナウイルスに関する相談窓口の開設(中小企業庁)
商業活性化セミナー開催のご案内
新入社員研修に消費者教育セミナーを活用してみませんか |
| 05 | 「ものづくり・商業・サービス補助金」のご紹介
令和元年度補正予算・令和2年度当初予算(案) | | |
| 06~07 | 特定地域づくり事業協同組合制度について
～地域の担い手の確保、組合で職員を雇用し事業者への派遣～ | | |
| 08~10 | 令和元年度 中小企業労働事情実態調査結果の概要 | | |
| 11 | 「組合まつり in TOKYO 2019」に出展!(岩手県菓子工業組合) | | |

岩手県中小企業団体中央会

<http://www.ginga.or.jp/>

「一貫生産を基本に新技術への取り組み」

株式会社 トーノ精密

代表取締役 佐々木 弘志



弊社は1976年に創業し44年目を迎えました。この間多くの皆様にご支援ご協力を頂きました事に厚く御礼申し上げます。

70年代はニクソンショックやオイルショックにより高度経済成長期の終焉を迎えた時期でもありました。その後県内に大手光学メーカーや電子・電気等々企業進出の時代になりました。そのような中、空圧式射出成形機1台でスタートさせ、81年に工場を現在地に新設し設備の増強を図りました。その後樹脂成形加工には金型精度が重要であるとの考えから、83年に金型工場を増設し、金型設計・加工・成形・測定と一貫生産体制が可能となりました。

88年から現在ほど一般的ではなかった、産学官連携に取組みました。岩手大学での研究でトリアジンチオールがゴムと金属に反応する事を知り、樹脂に応用できないかとの思いから、岩手大学・岩手県工業技術センター・榊東亜電化様と共同研究に着手しました。大学への社員派遣等を経て数年かけて樹脂と金属の一体接合部品の量産化にこぎ着けました。現在は光学・機械・電子等の部品を供給しております。

また90年代に入ると大手メーカーの海外展開に伴い樹脂部品のコスト競争が激しくなりました。96年弊社では培った金型・成形技術を応用し、金属粉末射出成形・焼結MIM（メタル・インジェクションモールド）に取組みました。複雑形状を射出成形で加工し高温で焼結する技術です。切削加工に比べ加工工程が短く、大量生産に向いております。

また市場規模が小さいため、中小企業が参入し易い業種でした、機械・光学・電子・住宅等々幅広い業種に供給しております。

近年は県並びに中央会様のご支援ご指導を頂きものづくり補助金を活用し、加工技術の向上や新素材活用の取り組みを進めております。

平成29年 高精度かつ短納期を実現するための金型開発のプロセスの革新

平成30年 精密長尺・薄肉・大径プラスチック射出成形技術の革新

平成31年 当社独自の射出成形技術の確立による新素材加工分野への進出

本制度は社員の新技术や新分野への挑戦する意欲を高めるものと感じております。中小企業での新分野や新技术の取り組みは、経済的・人材的に難しい面があります。国や県等の制度を活用する事により実現することも可能と考えます。

弊社はお客様に必要とされる会社を目指すとともに、地域社会に貢献出来る会社でありたいと考えております。

より一層の御指導御支援をよろしくお願いいたします。

2020年新春中央会組合トップセミナー開催

1月9日(木)、ホテルメトロポリタン盛岡ニューウィングにおいて、組合代表者をはじめ組合関係者、来賓など約130名出席のもと、新春中央会組合トップセミナー・新年交賀会を開催した。

小山田中央会会長の挨拶の後、岩手県商工労働観光部商工企画室特命課長 田澤 清孝 氏より「岩手県次期ふるさと振興総合戦略(素案)について」と題し、現行総合戦略の成果と課題、次期総合戦略の基本目標や重視する視点、商工業・観光産業分野での振興戦略、分野を横断しての戦略の展開などについて説明がなされた。



小山田中央会会長による主催者挨拶



次期総合戦略について説明する田澤特命課長



事業や支援状況について説明する八木所長

次に、公益財団法人産業雇用安定センター岩手事務所長 八木 司 氏より「産業雇用安定センターの事業について」と題し、事業の説明やこれまでの支援実績、県内での再就職支援状況などが説明された。

続いて行われた新春記念講演の部では、一般社団法人 人口減少対策総合研究所理事長 河合 雅司 氏が「未来の年表～人口減少日本で起きること～」と題し、様々な統計データをもとに人口減少が続く日本で今後どのようなことが起きるのか、これまでの価値観やビジネスモデルの見直しや転換の必要性、さらには異分野連携の重要性などについて説明がなされた。

講演会終了後には、新年交賀会を開催。小山田中央会会長の挨拶の後、岩手県商工労働観光部 戸舘 弘幸 部長による祝辞、岩手県商工会議所連合会 谷村 邦久 会長のご発声による乾杯により開宴され、賑やかな雰囲気の中、参加者は新年の決意を新たにするとともに懇親を深め、株式会社商工組合中央金庫盛岡支店 辻 健彦 支店長の中締めにより盛会裏に終了した。

<新春記念講演会(一部抜粋)>

講 師： 人口減少対策総合研究所 理事長
作家・ジャーナリスト 河合 雅司 氏
演 題： 「未来の年表 ～人口減少日本でおきること～」

皆さま、明けましておめでとうございます。今年の年末年始は平穏無事に過ぎるのかと思っていたら、2020年が始まって激動の幕開けにピッタリないろいろなことが起きるものだと思います。国外の問題と同時に国内も2020年代大きく変わってくる時期に入ってくる。岩手県も例外ではなく、人口減少の問題はこれから色濃くなっており、少しだけ未来の話を中心にしていきたいと思います。

—人口減少の明確化—

昨年1年間は私のような人口問題を掲げている者には衝撃的なことが起こった1年でした。

これは毎年厚生労働省がまとめている1年間の人口の動きです。ついに出生数が90万人を割り込んでしまいました。少子化で毎年減っていくのは仕方がないですが、前年に比べて6%近くも減っているのは、少子化のスピードが速まってきているのです。これから先、少子化のスピードがかなり明確になる2020年代なのだとすることをまずはご理解いただきたいと思います。

2018年は初めて人口減少幅が40万人台に突入したことで大騒ぎしていたのですが、この1年間で、50万人台に入ってきた。わずか1年間で7～8万人の人口が減少し加速してきたということです。

ここから先、減少幅が拡大し、今から20年間本当に我が国は激動の時代に入り、2040年代に向かって人口減少幅が毎年拡大し、2040年代に入ると90万人台で高止まりします。毎年仙台市が一個ずつ無くなっていくようなマーケットの縮み方をしていく。

今のままでは、国内でものを売っている仕事はほとんど通用しなくなる。これまでも少子高齢化、人口減少については言われてきたが、もう自分の身の周りに起こってくるというのが2020年です。ここから先20年間、この激動をどうやってかいくぐっていくのか。今以上にどうやって発展させていくのか、もうそろそろ自分事として考えていかなければならない時期です。

—発想の切替が必要—

この問題を解決する方法は1つしかなく、それは子どもがたくさん生まれる社会に戻すこと。

しかし、日本のように成熟した社会で一度少子化が進んだ国が多産の文化に戻った事例を私は1つも発見できていません。日本だけが唯一例外で世界の奇跡と言われるような多産な社会に戻る可能性はゼロか、と聞かれれば、それはゼロとは言いませんがかなり難しい。

政府はいま希望出生率を1.8まで戻すと言っていますが、現実に戻すことはほとんど不可能と思われ、仮に戻ったところで母集団になる女性がこれだけ減っては、到底少子化は止まりません。出生率が3とか4とかにならない限り止まらないのです。それでようやく維持なのです。

我々は、人口が増えていく社会、この少子化が止まるという幻想を捨て、減ることを前提にどう自分たちの豊かさを維持していくのかを考えていかざるを得ない、発想を切り替えましょうということです。

残念ながらものすごい勢いで我が国の人口は減っていき、マーケットが縮んでいく、わずか40年で3割減、7割の規模になり、100年後は半分。国内でこれだけマーケットが縮むと国内だけで利益を上げている企業や学校のようなところも含めて、国内需要に依っていくサービスは成り立たなくなるのです。

—岩手県の未来—

今日は岩手県の数字を用意しました。大まかに3割減です。

それ以上に見てもらいたいのは子どもの数で、社会の支え手の数が半分近くになっていく、この現実をきちんと押さえておかないといけません。なぜなら子どもの数を増やすことでしか解決しない、子どもが減る中でどうやってこの地を維持していくのかという努力をせざるを得ない。かなり難しいゲームを挑まれている。これは誰が悪いわけではなく、我々が何十年もかけて子どもを産んでこなかったことのツケなのです。

そしてもう1つ大きく特徴的なのは、岩手県の中でもかなり人口の濃淡がはっきりしてくる。これは盛岡市の数字です。県の数字と見比べて、減り幅はかなり遅い。盛岡が2割減で収まっているのは子どもがたくさん生まれているからではないのです。子どもの出生数は年々減って、岩手県内の他の場所から盛岡にどんどん移り住んでいる。しかも盛岡の中でも駅を中心とした便利なところに人が集まるのが特徴で、東京も大阪も若い人たちが職場の近い所に家を求めるといった流れがあり、衣食住近接という理由です。

もう一つ特徴的なことは、高齢者の住み替えが進んでいます。どこの県庁所在地も同じで、かつて家族が増えるということで住宅団地に引っ越して家を構えた。今は、子どもたちが皆巣立って老夫婦だけになり、近所のお店が閉じ、冬は雪が大変など、いろいろ理由があります。

岩手の中でも人が集まる場所がより加速していく。一瞬その地は人口が増えて、ここは安泰だという感じではありますが、次に起こるのはその人たちが年を取った後のサービス不足です。

—今の対策は切り札になり得ない—

政府がやっている大きな政策というのは、以下の4つに大きな特徴があると思います。

この激変緩和という意味では、確かに目の前の人手不足によってサービスがままならない、やろうとしているけれど出来ない状況で、長く続かず、切り札にならない。

1つは、外国人労働者の受入れ。足りなくなる部分をどこかから来てもらう。2つ目は省力化、人間が減る分、機械にやってもらう。残りの2つは、高齢者の社会参加と女性の活躍推進で、一億総活躍と呼んでいるものです。障がい者、女性、高齢者、これまで働く意欲はあるのに、働く機会が少なかった人たちにもっと働いてもらうことによって人手不足の状況をカバーしていこうという発想です。相変わらず、2019年、2020年の状況を見ながらの発想です。

しかしながらなぜうまくいかない。



人口減少対策総合研究所 所長
河合 雅司 氏

日本人が外国人労働者とイメージする東南アジアの国や南米の国々は、すでに少子高齢化が始まり、発展途上国に仕事ができ始め、工場さえ建てれば熟練工もいらないのです。機械のボタンを押してくれる人材さえいてくれば、日本と同じようなTシャツや靴が作れ、それらは機械がやってくれます。

日本に行くよりは少ない収入かもしれませんが、家族の近くにいられ、高い渡航費をかけて言葉が通じない極東の島国に行くインセンティブが年々減ってきているのです。AI やロボットもあり、別に日本の企業が作らなくても機械は普及していき、我々が見たこともないような技術が手に入る時代がいつか来る。

高齢者、女性も同じです。政府が言っているように、働く意欲があるのに働く機会がない人が働けるようになる社会を反対する人は誰もいません。それは1日も早くそういう社会が来た方が良く決まっています。

しかし、若き男性労働者の代わりに高齢者と女性を当て込もうというのは話が違ふ。同じ人でも若い時と年取ってからやる仕草が同じではないことは当たり前です。

男性と女性も全部は一緒になりません。それは能力差というより、男性は男性が向く仕事、男性が得意とする分野があるし、女性は女性の感性を持って女性が得意とする分野があると思います。若い男性がやっていた仕事を高齢者や女性がやるような分野が増えていくというのはその通りだと思いますが、限度というものを考えていかなければなりません。とりわけ高齢者に関してこれから増えていくのは80代以上ばかり、その人たちに頑張ってくれと言いつけるのか。そんなことはないだろうと思います。

—これから先何が起こり、どのような対応策があるのか—

企業の規模、扱っている分野がそれぞれ違いますが、総じていえることは若者世代が減っていき、一番消費購買力が大きかったところの消費マーケットが縮んでいく一方で、高齢者マーケットが大きくなるのですから、消費志向が大きく変わっていくのです。

一人当たりの消費量も減っていく。人数が減る以上に減る分野も出てきます。企業によってはこの減っていく中でどうしていくか、今までにはないサービスを提供していく、高齢者のマーケットの掘り起こしをやっていくことで社会全体の縮みに対してそれほど自分たちが縮まない方向への努力が必要であることが1つです。

次に、海外に新しいマーケットを見出すことです。できるところとできないところがありますが、海外においては今までほとんど売ったことがないわけです。

日本の周辺諸国は皆高齢化して人口が減っていきます。中国の高齢者マーケットへいくのか、まだまだ若い人が増えていく中東のマーケットにいくのか、海外と言ってもいろいろあります。

そして、少量しか売れなくなるので高く売っていくというやり方もあります。付加価値をどうやって高めていくのか。高く買ってもらうために努力をしていくという方法もあります。

最後の方策として、自分の事業は歴史的役目をもう終えたので、全く違う畑でがんばろう、というやり方も当然選択肢としてはあります。

—戦略的に縮む—

こういう状況を踏まえて考えていくと、もう縮むことは仕方がないわけです。

何百年先にはまた日本人がそれなりの規模で維持できる時代が来るかもしれませんが、少なくとも令和の時代の大人である我々が生きている間は縮小していく。漫然として追い込まれていくような縮小になるよりも、思い切って計画的に縮んでいく、良いものは残し、捨てなければいけないものはどんどん捨てていくという戦略的な縮み方をしていく方が良いというのが私の提言です。

不況の状況とは違いますが、我々の体制そのものが縮んでいかざるを得ない。数少ない人数で今よりは売上が減るかもしれないけれど、一人当たりにしたら増えていくというやり方ができないかということです。

若い人が減っていく状況を考えると、これは本当に日本がやらなければならない仕事なのかということまで考えて、辞めるものは辞めてしまう。その代わり残すものに関しては世界に負けないようなものにしていく。

産業の再生も含めて、少なくなる人材をぐっと押し集めてという方向にもっていかざるを得ないと思っています。国際協調の中でどうやって役割分担をしていくのかということも考えなければなりません。優秀な若者を皆で使えるような、そういう基盤を作っていく、これも1つの方法かと思っています。

ヨーロッパの田舎町のように小さなビジネスモデルの中で深く掘っていく、そういうブランドをつくっていくやり方、あるいは、産業の再編も含めて役割の一端を担っていくのだというやり方。どれが良いということではないですが、今を維持することはできないということは間違いありません。変わるのだったら、組織体力があり、利益構造を持っているうちに変わっていった方が選択肢はたくさん残っていきます。

追い込まれてからだ、変わらざるを得ないというより消えていくしかない。未来永劫この国が先進国で、世界をリードしていく国であり続けるための踏ん張りどころに令和の大人たちは立っているのだろうということを最後に申し上げます。

「ものづくり・商業・サービス補助金」のご紹介 令和元年度補正予算・令和2年度当初予算(案)

2020年1月30日、令和元年度補正予算が参議院本会議で採決され、可決・成立致しました。これにより、「中小企業生産性革命推進事業（予算額：3,600億円）」の政策パッケージの中で今年度も「ものづくり補助金」が実施されることとなりましたので概要を紹介致します。

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）とは

中小企業等が行う、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援するものです。（詳細につきましては事務局決定後に公表される予定です。）

【申請要件】 以下の要件を満たす事業計画（3～5年）を策定・実施する中小企業

- ① 事業者全体の付加価値額を年率3%増加（付加価値額とは、営業利益、人件費、減価償却費を足したもの）
- ② 給与支給総額を年率1.5%以上増加
- ③ 事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）を地域別最低賃金+30円以上の水準にする

【事業類型ごとの概要・補助上限・補助率】

事業類型		概要	補助上限	補助率
令和元年度補正予算	一般型	新製品・新サービス開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資及び試作開発を支援	1,000万円	中小企業 1/2 小規模事業者 2/3
	グローバル展開型（新）	海外事業（海外拠点での活動を含む）の拡大・強化等を目的とした設備投資等の場合、補助上限額を引き上げ	3,000万円	
	ビジネスモデル構築型(新)	中小企業30者以上のビジネスモデル構築・事業計画策定のための面的支援プログラムを補助。 （例：面的デジタル化支援、デザインキャンプ、ロボット導入F S等）	1億円	支援者定額
令和2年度当初予算	企業間連携型	複数の中小企業等が連携して行う高度なプロジェクトを最大2年間支援。（連携体は5者まで）	2,000万円/者	中小企業 1/2 小規模事業者 2/3
	サプライチェーン効率型(新)	幹事企業が主導するサプライチェーン全体を効率化する取組を支援。（連携体は10者まで） ※令和2年度当初予算は、ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業となります。	1,000万円/者	中小企業 1/2 小規模事業者 2/3

【今後のスケジュール（令和元年度補正予算）】（令和2年度予算は予算可決後、日程未定）

- 2月頃 事務局決定
- 3月頃 一般型・公募開始（通年で公募し、複数の締切を設けて審査・採択）
- 4月頃 その他類型も順次開始

【過年度事業との主な変更点】

- 通年で公募し、複数の締切を設けて審査・採択を行うことで、予見可能性を高め、十分な準備の上、都合の良いタイミングで申請・事業実施することが可能になります。
- 補助金申請システム「J グランツ※」による電子申請受付を開始します。
- 過去3年以内に同じ補助金を受給している事業者には、審査にて減点措置を講じることで、初めて補助金を申請される方でも採択されやすくなります。

※J グランツとは？

- J グランツは、補助金の申請・届出ができる電子申請システムです。（URL → <https://jgrants.go.jp/>）
- 経済産業省の補助金では、令和元年度補正、令和2年度当初予算で27補助金が対象です。他省庁、自治体の補助金も含めて随時拡大予定です。
- 補助金の申請には、GビズIDのgBizIDプライム（ID・パスワード等）の取得が必要です。
- IDの申請・発行には2~3週間が必要です。余裕をもって申請していただくようお願い致します。

特定地域づくり事業協同組合制度が創設される

(令和2年6月施行)

～地域の担い手の確保、組合で職員を雇用し事業者への派遣～

地域人口の減少が著しい多くの地域では、年間を通じた安定的な雇用機会の不足が、人口流出の要因やUIJターンの障害となっており、地域社会及び地域経済の重要な担い手である地域づくり人材が安心して活躍できる環境の整備を図ることが喫緊の課題となっております。

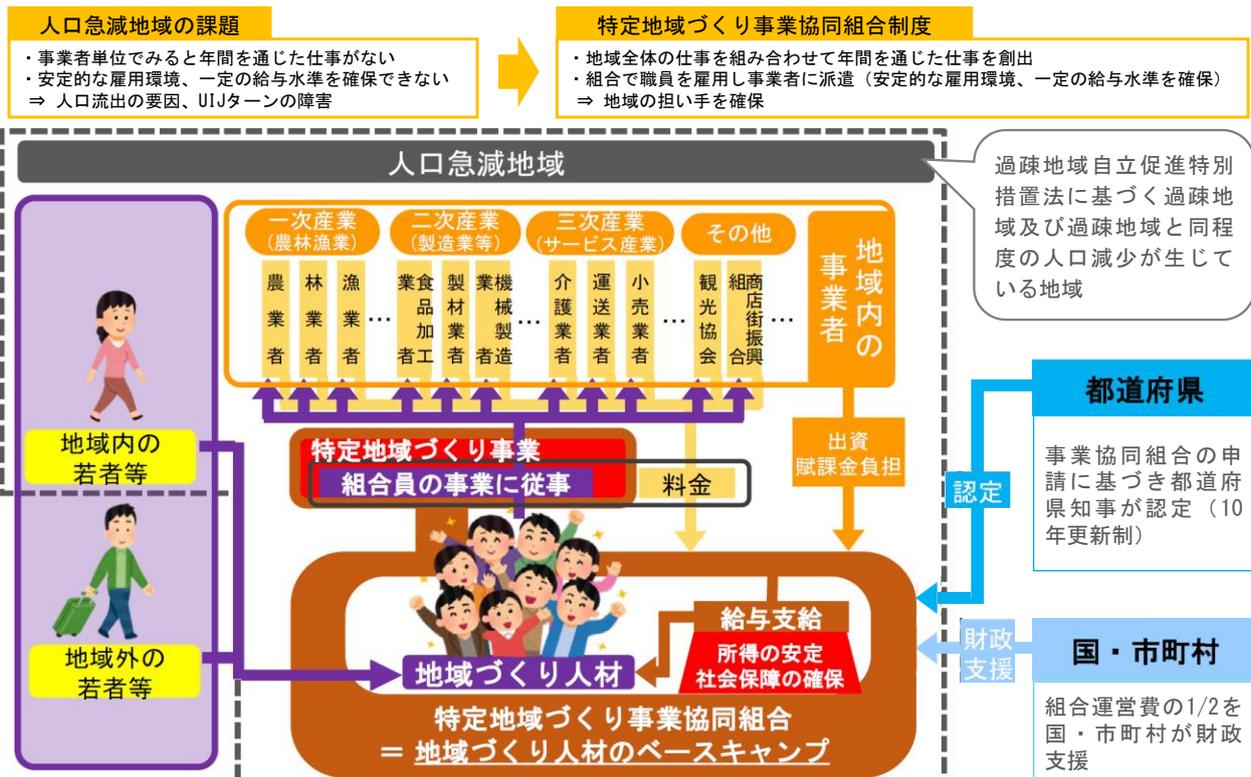
こうした状況を受けて、令和元年12月4日に「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」が公布され、令和2年6月4日に施行される予定です。

本法律により、地域人口の急減に直面している地域において、都道府県知事が認定した「特定地域づくり事業協同組合」が、同組合で雇用した職員を、厚生労働大臣への届出のみで地域内の事業者へ派遣することが可能となります。地域全体の仕事を組み合わせることで新たな雇用の場を創出するとともに、安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保することで、地域の担い手を確保することが狙いとなっています。なお、特定地域づくり事業協同組合に対しては、国・市町村による組合運営費への財政支援などの措置が行われることとなっております。以下、制度の概略についてご紹介します。

■ 制度の概要

- 対象地域：人口急減地域（過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域及び過疎地域と同程度の人口減少が生じている地域）
- 対象団体：中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合
- 対象事業：マルチワーカー（季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事）の派遣等
- 認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）
- 特例措置：労働者派遣等に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を許可ではなく、届出で実施することが可能
- 財政支援：組合運営費の1/2を国・市町村が財政支援
- 根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律

(令和元年12月4日公布、令和2年6月4日施行)



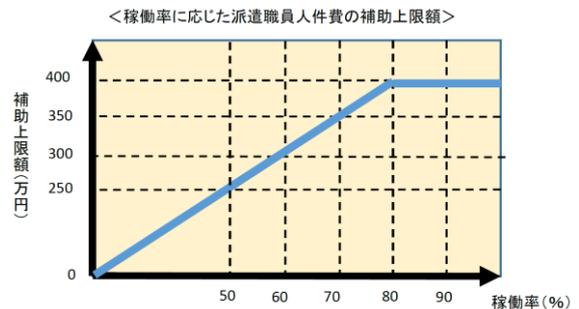
■ 「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」の概要

一 目的	特定地域づくり事業(三二)を推進し、併せて地域づくり人材(二)の確保及びその活躍の推進を図り、もって地域社会の維持及び地域経済の活性化に資すること
二 地域づくり人材	地域人口の急減に直面している地域において、就労その他の社会的活動を通じて地域社会の維持及び地域経済の活性化に寄与する人材
三 特定地域づくり事業協同組合	都道府県知事の認定を受けた(中小企業等協同組合法上の)事業協同組合
1 認定基準	①自然的経済的社会的条件からみて一体であり、地域づくり人材の確保について特に支援を行うことが必要な地区 ②(i)特定地域づくり事業が適正に行われることを確保する見地から適当であり、かつ、組合の職員の就業条件に十分に配慮されている計画 (ii)当該事業が地域社会の維持及び地域経済の活性化に特に資すること ③当該事業を確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎(労働者派遣法の労働者派遣事業許可基準を参酌) ④事業協同組合、関係事業者団体及び市町村の間の十分な連携協力体制
2 特定地域づくり事業	①地域づくり人材がその組合員の事業に従事する機会の提供 (i)このうち労働者派遣事業に該当するものを、届出のみで行うことができる (ii)組合は、労働関係法令を遵守するとともに、労働者派遣事業の適正な実施に努める (iii)国及び地方公共団体は(ii)のために必要な助言、指導その他の措置を講ずる ②地域づくり人材の確保及び育成並びにその活躍の推進のための事業の企画及び実施
3 国及び地方公共団体の援助等	・組合に対する必要な財政上の措置その他の措置 ・組合に対する必要な情報の提供、助言、指導その他の援助
四 その他	・地域づくり人材の活躍の推進に資する取組への支援 ・広報その他の啓発活動 ・施行後5年を目途に検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずる

■ 特定地域づくり事業協同組合に対する財政支援の概要

【国庫補助】

- 名称「特定地域づくり事業推進交付金」(予算計上：内閣府、執行：総務省)
- 組合運営費の1/2の範囲内で公費支援(国1/2、市町村1/2)
- 対象経費は、①派遣職員人件費、②事務局運営費
 - ・ 対象経費の上限額 派遣職員人件費 400万円/年・人、事務局運営費 600万円/年
- 令和2年度予算 5億円
- 制度の健全な運用を確保するための仕組み
 - ① 複数の事業者への職員派遣
 - ・ 派遣職員の一の事業者での労働時間は総労働時間の8割以内
 - ② 労働需要に応じた職員の確保
 - ・ 派遣職員の稼働率が8割未満の場合は上限額を稼働率に応じて漸減



【地方財政措置】

- 国庫補助事業に伴う地方負担について特別交付税措置(措置率1/2)
- 組合の設立支援に係る経費について特別交付税措置
- 既存の移住・定住対策に係る特別交付税措置

< 1組合当たりの財政支援のイメージ >



制度の詳細は、総務省のHP (https://www.soumu.go.jp/menu_hourei/s_houritsu.html) をご参照ください。

(担当部署：総務省 自治行政局 地域力創造グループ 地域自立応援課 地域振興室)



令和元年度 中小企業労働事情実態調査結果の概要

本会では、県内の中小企業における労働環境を的確に把握し、国等の適正な中小企業労働施策及び支援方針の策定に反映させるため、「岩手県における令和元年度中小企業労働事情実態調査」を実施した。その結果の概要として、今回は調査項目の中から「経営について」、「従業員について」、「賃金改定について」の主要部分について報告する。

なお、本調査は毎年7月1日時点の状況について実施しているものである。

I. 回答事業所の内訳

調査対象事業所 800 事業所のうち、回答のあったのは 470 事業所で、内訳は製造業 183 事業所、非製造業 287 事業所であった。

調査対象事業所数	回答事業所数	回答率
800	470	58.8%

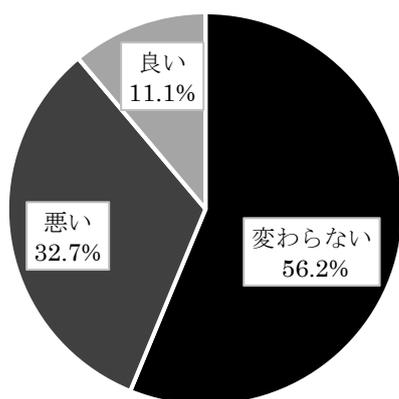
II. 経営について

①経営状況と主要事業の方針

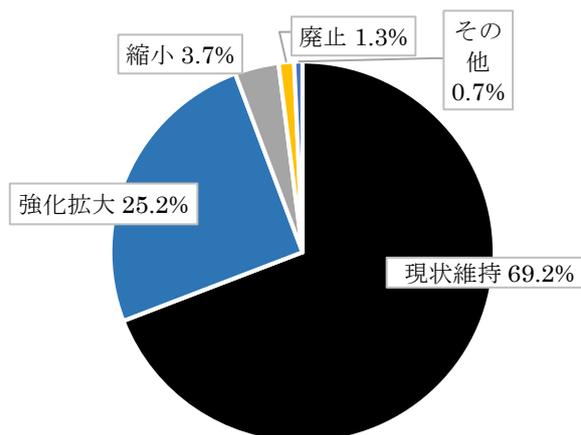
現在の経営状況について、1年前と比べて「変わらない」が 56.2% (前年 57.3%) であり、最も高い割合を占めている。次いで「悪い」が 32.7% (前年 27.9%)、「良い」が 11.1% (前年 14.8%) となっている。

主要事業の今後の方針を県合計で見ると、「現状維持」が 69.2%、次いで「強化拡大」が 25.2%、「縮小」3.7%、「廃止」1.3%、「その他」0.7%となっている。

【一年前と比較した経営状況について】
(事業所数)



【主要事業の今後の方針について】
(事業所数)



②経営上の障害

経営上の障害を見ると、「人材不足（質の不足）」が 51.3%と最も多く、次いで「労働力不足（量の不足）」36.9%、「販売不振・受注の減少」35.6%の順となっている。（昨年調査「人材不足（質の不足）」50.6%、「労働力不足（量の不足）」40.1%、「同業他社との競争激化」35.1%）

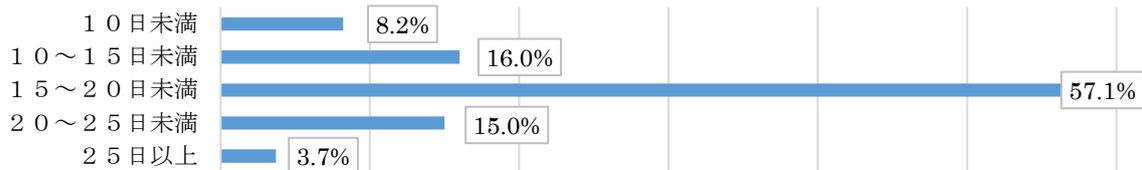
Ⅲ. 従業員について

①従業員 1 人当たりの年次有給休暇の平均付与日数と平均取得日数

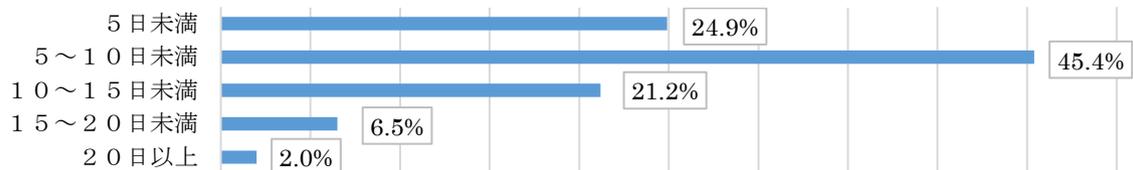
平成 30 年(1～12 月)の従業員 1 人当たりの年次有給休暇の平均付与日数は、「15～20 日未満」が 57.1%と最も多く、続いて「10～15 日未満」が 16.0%の順となっている(昨年調査「15～20 日未満」52.6%、「20～25 日未満」19.1%の順)。

一方、平均取得日数は「5～10 日未満」が 45.4%と最も多く、次いで「5 日未満」24.9%の順となっている(昨年調査「5～10 日未満」40.3%「5 日未満」26.3%の順)。

【年次有給休暇の平均「付与」日数】



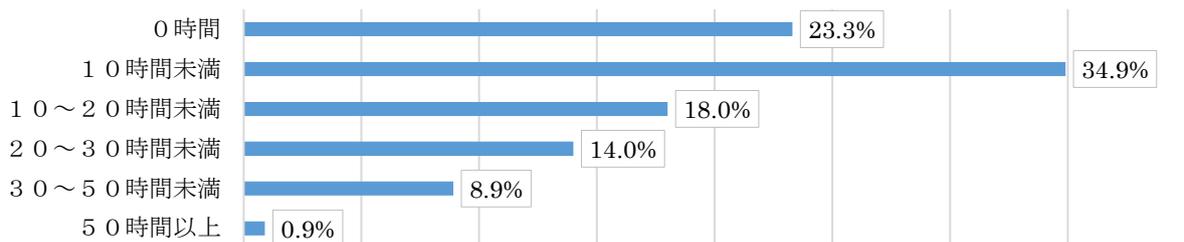
【年次有給休暇の平均「取得」日数】



②従業員 1 人当たりの月平均残業時間

平成 30 年(1～12 月)の従業員 1 人当たりの月平均残業時間は、「10 時間未満」が 34.9%と最も多く、次いで「0 時間」23.3%、「10～20 時間未満」18.0%となっている。(昨年数値「10 時間未満」29.4%、「0 時間」24.5%、「10～20 時間未満」23.8%の順)

【月平均残業時間】



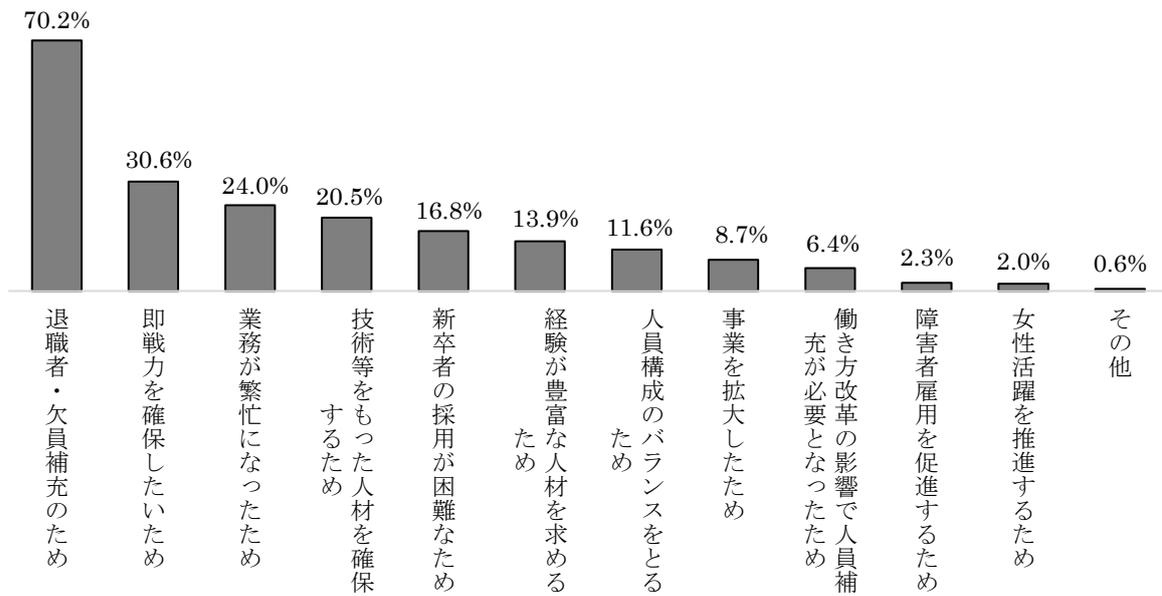
③過去 3 年間の中途採用について

中途採用の実施状況を県合計で見ると、「行った」が 71.2%であり、全国平均の 69.4%を上回っている。

中途採用の理由としては、「退職者・欠員補充のため」が 70.2%、次いで「即戦力を確保したいため」30.6%、「業務が繁忙になったため」24.0%の順となっている。

中途採用の職種については、「現業・生産職」46.0%、「営業・販売職」34.1%、「事務職」、「技術・研究職」いずれも 21.7%の順となっている。

【中途採用の理由】



IV. 賃金改定について

①賃金改定の実施状況

平成31年1月1日から令和元年7月1日までの間の賃金改定の実施状況を見ると、「上げた」とした事業所が48.8%（昨年調査47.9%）と最も多かった。次いで「未定」が20.9%（昨年調査22.2%）、「今年実施しない」が19.4%（昨年調査18.4%）となった。

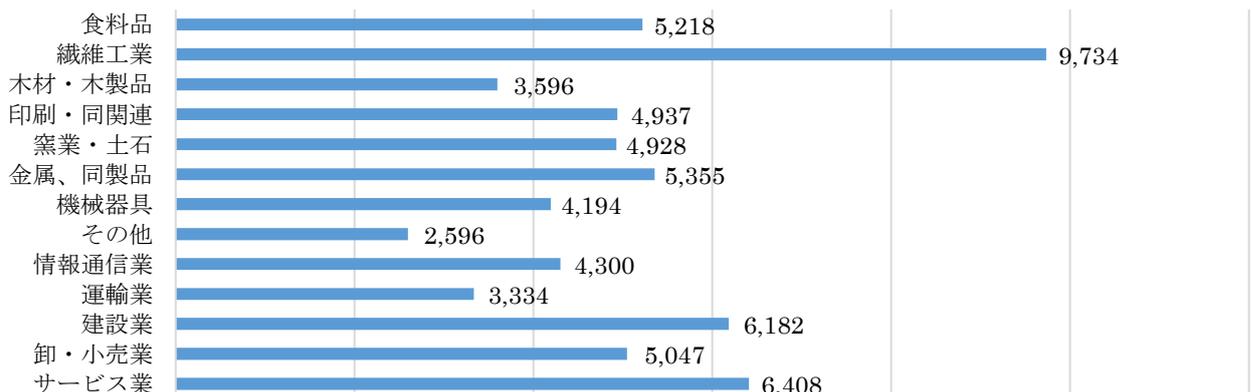
②昇給の状況

昇給の額について見ると、「繊維工業」が9,734円、次いで「サービス業」が6,408円、「建設業」6,182円、「金属、同製品」5,355円となった。（昨年調査では、「金属、同製品」12,909円、「窯業・土石」9,711円、「建設業」6,297円の順）。

回答事業所全体の昇給額の平均は5,234円（昨年調査6,603円）となっている。

【平均昇給額】

（加重平均・円）





「組合まつり in TOKYO 2019」に出展！（岩手県菓子工業組合）

岩手県菓子工業組合（齊藤俊明理事長）では、令和元年12月18日～19日の日程で東京国際フォーラムを会場に開催された「組合まつり in TOKYO 2019～技と味の祭典～」(主催・東京都中小企業団体中央会)の全国物産ブースへ出展しました。

「組合まつり in TOKYO 2019」は東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催を契機として、中長期的に様々なビジネスチャンスが見込まれることから都内の中小企業はもとより、日本全国の中小企業に波及させ、その優れた技術・製品等を世界に発信することを目的とした「中小企業世界発信プロジェクト2020」の一環として開催されたものです。

(以下は岩手県菓子工業組合からの出展レポート)

「組合まつり in TOKYO 2019～技と味の祭典～」は東京都内の組合はもとより全国の中小企業組合が大集結するイベントと位置づけ、新たなビジネスチャンスの創出、ビジネスマッチングの場を提供することを目的に、組合の知名度アップや組合製品の展示・販売を通じた販路の拡大と地域の魅力発信の場として、東京都中央会が全国の各中央会へ呼びかけ開催されました。展示は8分野において都内から90組合等、全国から主に特産品を扱う34組合等の計124組合等が出展し、開催期間中の来場者数は1万人を越え、大盛況となりました。

来場者は主に組合の関係者向け展示会ということもあり、ビジネス客が多く、当組合が通常取り組んでいる百貨店等の催事と趣向が異なりましたが、当組合の岩手県ブースでは、県内各観光地紹介とともに銘菓の試食即売等を行い、特に本県出身者、本県への旅行経験者や旅行予定者の関心を引き、県内産のお菓子や観光地の情報提供により、好評を得ることが出来ました。

また、開催イベントの一つでアナウンサーと対談形式による出展者の紹介ステージでは、「お菓子の魅力について」をテーマに当組合の菊地清副理事長（(株)回進堂 代表取締役）が登壇し、軽妙な語り口で岩手県の夢のある地元菓子製品の特徴・魅力や菓子産業について熱く語られました。

当組合は今回初めてビジネス系の展示会参加でしたが、出展を通じ、首都圏と岩手の架け橋として県内の美味しいお菓子をお届けできたと感じております。

なお、今回の出展に際しましては、岩手県東京事務所、(公財)岩手県観光協会、岩手県中小企業団体中央会の各関係団体に、特段のご支援を賜りましたことに誌面を借りて御礼申し上げます。(岩手県菓子工業組合 事務局)



小池東京都知事(中央左)、大村東京都中央会会長(中央右)ほか関係者によるオープニングテープカット



たくさんの来場者で賑わう各ブース



出展者紹介ステージでの菊地副理事長



岩手県ブーススタッフの皆さん。お手伝い頂いた岩手県東京事務所さん、(株)雫の玉子さんありがとうございます



会員組合実施事業紹介

◇ 岩手県金属工業協同組合「特定技能の概要、技能実習制度を踏まえた外国人材活用の仕方」を開催

岩手県金属工業協同組合（小林清之理事長）は、12月16日（月）に、ホテルニューカーリーナ（盛岡市）にて、2019年4月から出入国管理及び難民認定法改正により、新たな在留資格である「外国人特定技能制度」が運用されたことを受け、人口減少社会における人手不足対策としての多様な人材確保が中小製造業において求められていることから、外国人技能実習制度と特定技能制度の違いや留意点等についての調査研究を進めるため、公益財団法人国際研修協力機構 仙台駐在事務所長 佐藤邦長 氏を講師に迎え、「特定技能の概要、技能実習制度を踏まえた外国人材活用の仕方」をテーマに研修会が開催された。



研修会の様子

◇ 岩手県管工事業協同組合連合会「法令遵守ガイドラインと働き方改革関連法への対応について」を開催

岩手県管工事業協同組合連合会（佐々木英樹理事長）は1月14日（火）花巻市を皮切りに、盛岡市、一関市の3か所で、傘下の組合員企業を対象に、働き方改革を中心とした各法改正を遵守し下請取引の適正化を図る為、中小企業診断士の土岐徹朗氏を講師に迎え、「法令遵守ガイドラインと働き方改革関連法への対応について」をテーマに講習会を開催した。

講習会には、3会場で延べ約50人が参加し、令和元年度に改正された建設業法について、「①働き方改革促進」、「②生産性向上」、「③持続可能な事業環境の確保」の3点を中心にポイントが述べられた。

また、下請取引ガイドラインの理解を深めるとともに、価格交渉を行う上での必要なノウハウや、法改正による留意すべきポイントや対応策等について解説された。

参加者は自社の経営に活かそうと熱心に耳を傾け理解を深めていた。



講習会の様子

◇ 岩手県菓子工業組合「工芸菓子製作技術講習会」を開催

岩手県菓子工業組合（齊藤俊明理事長）は1月27日（月）に、組合員店舗の魅力向上、新商品開発の促進並びに県内外の消費者に向けた効果的な販売戦略を展開するための一環として菓子の材料を使って製作される展示・観賞用造形作品の「工芸菓子(シュガークラフト)」に着目し、見た目の美しさと繊細な作業への取組による技術力向上と店舗内に彩を添えることを目的に専門家を招聘し、講習会を開催した。

講師に東北で屈指の工芸菓子職人である「とびばいさ甘座(あまんど)」(仙台市)工場長の渡邊靖水氏を迎え、前半は工芸菓子の歴史や煮



実演を交えて説明する渡邊講師(中央)



ミニバラブーケの製作を指導する講師(左奥)

義などの説明に続き、主材料となるアイシング（砂糖衣）の作り方のポイントについて実演を交えながら説明し、受講者は熱心にメモを取り、活発な質疑応答となった。

後半は講師が持参した材料を用いて各受講者が講師から指導を受けながら実際に工芸菓子の飾りの一つである「ミニバラブーケ」の製作に取り組むとともに講習会終盤には講師が事前に工芸菓子の主材料で作ったシュガーケーキを受講者全員で試食し、その出来栄えと美味しさに菓子製造の基本を改めて学ぶものとなった。

今回は基礎編であり次回は実践編として2月17日に引き続き同講師による講習会開催を予定している。



◇ 岩手県総合建設業協同組合「働き方改革制度研修会」を開催

岩手県総合建設業協同組合（小山茂理事長）は働き方改革関連法が昨年4月から順次施行されているなか、組合員各社において法令順守のもとに制度対応に万全を期すため1月24日（金）「働き方改革？何から手をつければいいのか分からない」と題し、研修会を開催した。

講師に佐々木誠社会保険労務士事務所長の佐々木誠氏を迎え、働き方改革関連法の規定内容と施行時期や実務的対応等についてのポイントが説明された。

今回の研修は各組員企業の参集範囲を経営者のみならず実務担当者まで広げるとともに、「建設業における時間外労働の上限規制の猶予期間」、「労働時間の適正な把握」、「年次有給休暇5日付与」などについての判断根拠や社内ルールの改正について詳細にわたった説明により、出席者は熱心に耳を傾け理解を深めた。



研修会の様子

◇ 岩手県印刷工業組合「印刷と知的財産権に関するセミナー」の開催

当組合（斎藤誠理事長）では、「印刷と知的財産権」に関連したセミナーを1月17日に開催した。

全国で印刷業務と知的財産権に係るコンサルティングを行っている明和総合特許デザイン事務所代表・弁理士の藤掛宗則氏を講師にお迎えし、デザイン価値をどのように価格に反映させていくか、事例の学習等を中心に行われ、参加した組合員及びその従業員は皆熱心に聴講していた。



セミナーの様子

『外国人材セミナー』を開催

本会は、1月28日（火）にコミュニケーションギャラリーリリオにて、「外国人材セミナー」を開催した。

講演は2部構成となっており、1部では講師に、厚生労働省 人材開発統括官 参事官（海外人材育成担当参事官室長併任）佐々木 菜々子氏をお招きし、「技能実習制度の現況と新たな施策」をテーマにご講演頂いた。外国人技能実習機構による実地検査状況では、違反者数が全体の4割を超え、監理団体だけで見れば6割近くに及んでいる。まずは帳簿書類の作成・備付け、届出等の基本的な事項の適切な処理を行うこと。今年で3年目を迎える特定監理団体は更新時期となり、有効期間満了日の3ヶ月前までに技能実習機構審査課へ提出をしなければならない。

また、技能実習生の増加に伴い失踪者が実習生全体の約2%と増えており。原因は、賃金不払いや長時間労働、パワハラ等の職場環境の悪化が大半である。このため新たな失踪防止に向けた施策は、失踪者を出した送出期間・監理団体・実習実施者に対し、刑事告発及び公表、技能実習生の新規受け入れを停止する等について詳しくお話頂いた。

2部では講師に、公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会（外国人技能実習制度関係者養成講習担当）業務部担当部長 西津 康久氏をお招きし、「適法なる技能実習制度の運営について」をテーマに、管理責任者、技能実習責任者等の役割や責務のほか、技能実習生の実情を実際の相談事例をもとにご講演頂いた。今後、実習生の増加に伴い、受入企業側は実習生との面接をもっと大切にする事、監理団体側は監査の重要性を再認識し、監査がどのようなものかを受入企業側に伝えておくべきであるとの貴重なご意見を頂戴した。



佐々木氏による講演の様子



西津氏による講演の様子



1. 全国の景況

(全国中小企業団体中央会令和2年1月27日発表)

12月は暖冬の影響を受けて、衣料品や家電、一部地域のホテル・旅館等は例年に比べ、売上が減少している。このまま暖冬が続くと更なる影響が懸念される。また、年末に向けた駆け込み需要が弱いとの声も多い。業種を問わず、人手不足の影響が大きくなってきており、受注・収益に留まらず、事業継続等にも大きな影響を与える懸念がある。働き方改革への対応、最低賃金引き上げを懸念する声も多い。

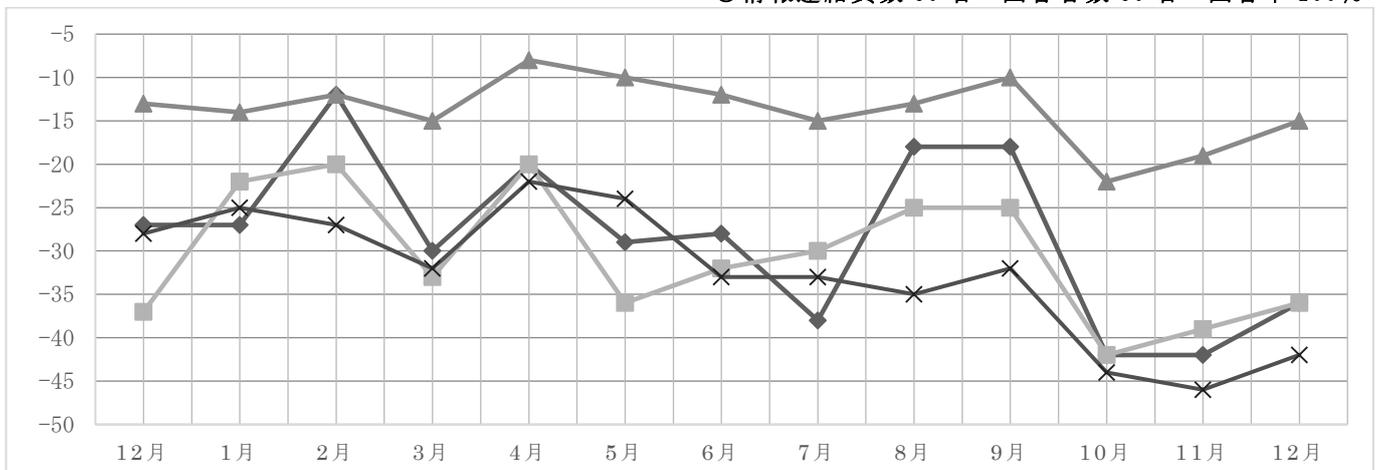
2. 景況天気図（県内）…令和元年11月と令和元年12月のDI比較

令和元年 12月分	全産業			製造業			非製造業			天気図
	11月	12月	前月比	11月	12月	前月比	11月	12月	前月比	
売上高	△42	△36	6P↗	△55	△38	17P↗	△36	△34	2P↗	
在庫数量	△17	△14	3P↘	△10	△10	0P→	△24	△19	5P↘	
販売価格	△3	0	3P↗	0	0	0P→	△5	0	5P↗	
取引条件	△10	△5	5P↗	△5	△10	5P↘	△13	△13	0P→	
収益状況	△39	△36	3P↗	△55	△38	17P↗	△31	△34	3P↘	
資金繰り	△19	△15	4P↗	△15	△10	5P↗	△21	△18	3P↗	
設備操業度	△30	△29	1P↗	△30	△29	1P↗	-	-	-	
雇用人員	△24	△15	9P↗	△5	△10	5P↘	△33	△18	17P↗	
業界の景況	△46	△42	4P↗	△60	△43	17P↗	△38	△42	4P↘	

DI (Diffusion Index) とは、景気動向指数や景気判断指数と呼ばれており、景気動向を早期に把握するために使われる指標である。「増加・上昇・好転」といったプラス回答の比率から「減少・低下・悪化」というマイナス回答の比率を差し引いた指数のこと。

3. 全産業（県内）…平成30年12月～令和元年12月 DI 推移（売上高・収益・資金繰り・景況）

○情報連絡員数 60名・回答者数 60名・回答率 100%



令和元年12月DI 《 ◆…売上 -36 ■…収益 -36 ▲…資金繰り -15 ×…景況 -42 》

4. 各業種の概況（県内）…令和元年12月分

◇パン製造業

学校給食用主食加工受託事業所は、最低賃金の改定を受け、パート従業員等人件費の値上がりにより苦慮している。

◇酒類製造業

依然として対前年を超える数量が出荷されていないことで、深刻な状況が続いている。

◇菓子製造業

年末年始の帰省客のみやげ需要により、一時的に売上は増加となるが、人出不足の状況。

◇めん類製造業

ギフト需要の縮小や物流費の高騰等、特に地方では人出不足など生産活動の維持が厳しい状況。

◇木材チップ製造業

紙・パルプの消費の減少に米中貿易戦争が追い打ちをかけ、減産を余儀なくされている。

IT産業、機器の発達・普及によりペーパーレスが進行、取り巻く環境は一段と厳しさを増す。

◇印刷業

消費税増税後の消費の落ち込みの影響が続き、年末に向けての広告需要も盛上りに欠けた。

◇生コンクリート製造業

復興特需、民間工場特需の減少により、出荷数量は大幅に減少した。

◇銑鉄鋳物製造業

ふるさと納税返礼品として多く受注があるなど、南部鉄器は国内需要が増え、企業間にばらつきはあるが好転した。また、中国政府による輸入規制が日々変化し、厳しくなる一方で輸出額が減少した。

◇野菜果実卸売業

期間を通じて入荷量が伸び悩み、単価高で推移したため取扱金額は下落しなかった。

◇酒・調味料小売業

全業態で前年割れ、一般酒販店はかなり苦戦している。酒類の消費が冷え込む中、ノンアルコール飲料が伸びてきている。

◇農機具小売業

消費税増税と農業情勢等により厳しい状況。

◇家庭用機械器具小売業

消費税10%になり消費にブレーキがかかったようである。

◇燃料小売業

原油市況の続騰と為替相場の円安推移による原油コストの変動を受け、ガソリン・軽油・灯油など全油種で世界的な値上げとなった。

◇野菜・果実小売業

前半は好調に推移したが、クリスマス、年末商戦に入ると盛り上がりには欠け、年末にかけては上がってこなかった。

◇食肉小売業

年末は好天に恵まれたが、客足は大型店に移り、組合員店舗の売上は鈍化した。

◇各種商品小売業

暖かい日が続き、冬物衣料・靴等が不調。

◇商店街（盛岡市）

キャッシュレス・消費者還元事業の効果により、キャッシュレスの買い物客が増加している。

◇商店街（一関市）

寒さ・雪がなかったため冬物は極めて悪い。

◇自動車整備業

自動車保有台数が横ばい、1台当たりの整備単価も減少しつつある状況で、売上確保に苦慮している。

◇飲食業

降雪もなく穏やかな月だったが、客足はなかなか向いてこなかった。増税以降売上が減少した。

◇旅館業

三陸鉄道の一部休止等の影響で沿岸部中心に厳しい状況。また、台風被害の補助事業「いわてふっこう割」が他県より遅れてスタート、これを切っ掛けに取り戻したいところである。

◇建物サービス業

当業界は年間契約が主であるため、10月の最低賃金改定から年度末の負担感が大きい。

◇旅行業

観光庁の「ふっこう割」を活用した旅行商品造成・販売による旅行需要の喚起を図ることで被災地支援と業容拡大につなげる計画である。

◇土木工事業

働き方改革との関連もあり、慢性的な人出不足の解消に力を入れるべき時に来ている。

◇塗装工事業

冬期間は発注件数が少なく厳しい。

◇倉庫業

上半期の苦戦を踏まえ、各倉庫の余力スペースの把握に努め、顧客への受け入れとスポット顧客対応を行った結果、増収増益に繋がった。

◇一般乗用旅客自動車運送業

組合共同乗車券の売上高は、大幅な減少傾向に歯止めが聞かない状況。組合員企業の運送実績も同様に低迷してきた。

新型コロナウイルスに関する相談窓口の開設（中小企業庁）

経済産業省は、今般の新型コロナウイルスの流行により、影響を受けるまたは、その恐れがある中小企業・小規模事業者を対象として下記の相談窓口を設置します。

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構及び各地方経済産業局等に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置し、中小企業・小規模事業者からの経営上の相談を受け付けます。

<問い合わせ先> 中小企業庁経営安定対策室長

TEL : 03-3501-1511 (内線 5251~3)

FAX : 03-3501-6805

○ 国等の支援措置については、本会 HP 等を通じその都度情報提供致します。

商業活性化セミナー開催のご案内

本セミナーでは、各店舗が継続的に売上の確保、拡大を図っていくための戦略や具体策を開設するとともに、経済産業省が実施する商店街や中小事業者向けの支援施策情報についてご説明します。

■開催日時：令和2年3月6日（金） 13：30～16：00

■開催場所：アートホテル盛岡（盛岡市大通3丁目3番18号）

■講演内容 講師：株式会社船井総合研究所 事業イノベーション部 シニアエキスパート
丹羽 英之（にわ ひでゆき）氏

テーマ：「どうなってる？消費増税後の動向、消費への影響と各社の対応状況」等

■申込方法：本会 HP 掲載の参加申込用紙に所定事項を記載のうえ、2月26日（水）までにFAXにてお申込みください。

詳細は、本会 HP をご覧ください。(URL : <https://www.ginga.or.jp/info/5489>) ◆お問合せ：連携支援部

新入社員研修に消費者教育セミナーを活用してみませんか

民法改正により令和4年4月から、成年年齢が18歳に引き下げられます。

それにより、18歳でも保護者の同意なしに契約を結べるようになり、悪徳商法などの被害に遭うことが懸念されます。同様に、一人でローンを組んだりクレジットカードを作ることもできるようになるので、多重債務に陥ることも懸念されます。

岩手県立県民生活センターでは、成年年齢の引き下げを踏まえ、新入社員などの社員研修に専門家を派遣し、消費生活やマネープランについてのセミナーを行っています。

■セミナー内容例

①若者に多い消費者トラブルへの対処法

SNSやインターネットによるトラブルなど、成人・若者に多いトラブル事例を紹介し、被害に遭わないための方法や被害に遭ってしまった場合の対処法についてお話しします。

②新社会人のためのマネープラン

クレジットカードや自動車ローンなど“見えないお金”のメリット・デメリット、ライフプランや家計管理などについてお話しします。

■所要時間：それぞれ30分から60分程度。内容や時間はご相談に応じます。

■費用：無料です。

■申込方法：電話で当センター総務担当までお申込みください。その際、必要事項（①貴社名、②担当者名、③連絡先、④希望日時、⑤希望内容など）をお知らせください。

皆さん一人一人が消費者です。消費者被害に遭わないためにも、ぜひご活用ください。

【問い合わせ先】 岩手県立県民生活センター TEL : 019-624-2586

URL : <https://www.pref.iwate.jp/soshiki/kankyoku/1016004.html>

岩手県中小企業団体中央会 主要日誌 令和2年1月分

■岩手県中央会主な実施事業等		1月17日	消費税軽減税率対応研修会
1月9日	2020年新春中央会組合トップセミナー	1月23日	貸付審査委員会
1月28日	外国人技能実習制度適正化事業セミナー	1月29日	岩手県交通安全対策協議会幹事会
■関係機関・団体主催行事への出席等		1月30日	いわてで働こう推進協議会担当者会議
1月16日	荷主等と陸運送事業者の連携・協力促進協議会	1月31日	いわてアグリフロンティアスクール評価委員会